特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告の内容について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第4号)に基づき、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して、下記の内容について報告を求める。なお、別添報告様式により通知する。

1 報告の内容

(1) 重点項目報告書、全項目報告書(様式1、様式2)

委員会に提出している重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク 対策について、平成 28 年度における措置状況等を事務ごとに報告を求めるもの とする。

(2) 個別テーマに基づく報告書(様式3)

委員会が立入検査等で把握した課題等を踏まえて、毎年度、個別テーマを設定 し、当該テーマについて、委員会に提出している基礎項目評価書の事務に関し、 平成28年度における実施状況等を機関ごとに求めるものとする。

なお、特定個人情報保護評価を実施していない機関についても、委員会が通知 して報告を求める。

2 報告期限

平成29年7月末とする。